

経営状況及び年間行事について

P 1 令和 6 年度後援会 収支決算書

※収支状況は、令和 7 年 6 月 2 5 日に開催した総会で承認されています。

P 3 団体の役員及び事務局（業務に携わる県職員）

P 4 令和 7 年度 後援会総会・役員会

P 5 後援会会則

◎令和6年度後援会 一般会計収支決算書

○収入の部

(単位:円)

収入科目	予算額A	収入済額B	差し引き(B-A)	備 考
(1) 後援会費	3,090,000	3,090,000	0	R5年度生40名分、R6年度生63名分 合計103名
(2) 雑 収 入	165,715	236,559	70,844	預金利息、金型アップリ助成金、ものづくり助 成金
(3) 繰 入 金	0	0	0	
(4) 繰 越 金	1,894,285	1,894,285	0	R5年度からの繰越金
合 計	5,150,000	5,220,844	70,844	

◎決算(収入) 5,220,844 円

○支出の部

(単位:円)

支出科目	予算額A	支出済額B	差し引き(B-A)	備 考
(1) 会 議 費	10,000	9,482	△ 518	総会・役員会等経費
(2) 賃 金	1,200,000	1,186,532	△ 13,468	書記賃金
(3) 共 済 費	200,000	197,056	△ 2,944	社会保険料等
(4) 旅費交通費	30,000	34,000	4,000	校務の際の車賃、役員車代等
(5) 印刷消耗費	150,000	65,417	△ 84,583	事務消耗品等
(6) 通 信 費	100,000	62,414	△ 37,586	郵送費・電話FAX代
(7) 光熱水費	30,000	20,266	△ 9,734	庁舎等管理費負担金
(8) 使用料賃借料	50,000	43,977	△ 6,023	工科短期大学校敷地使用料(令和7年度分)
(9) 備品購入費	200,000	198,000	△ 2,000	ウォータークーラー(体育館)
(10) 校行事関係	1,300,000	1,068,942	△ 231,058	入学式・卒業式・校外見学・就職対策・ナイトオープンキャンパス・競技会出場・健康診断等 増減理由: 校外活動や競技会参加の実績が少なかった
(11) 学生自治会補助	900,000	509,579	△ 390,421	昂華祭(1日間)・OIT導入PJ経費(球技大会等)・ボランティア活動(昼食/保険代等) 増減理由: ボランティア活動参加の実績が少なかった
(12) 学生活動補助	560,000	150,458	△ 409,542	サークル活動経費 増減理由: 登録が6サークルで、助成申請が4サークルだった
(13) 雑 費	150,000	103,628	△ 46,372	慶弔給付金・荷物代立替等
(14) 繰 出 金	70,000	70,000	0	特別会計へ(記念式典等準備金)
(15) 支払手数料	10,000	3,726	△ 6,274	銀行振込手数料等
(16) 予 備 費	190,000	0	△ 190,000	(1)～(15)の予算の範囲で支出が収まったため
合 計	5,150,000	3,723,477	△ 1,426,523	

◎決算(支出) 3,723,477 円

◎次年度繰越額 5,220,844 - 3,723,477 = 1,497,367 円

令和6年度 後援会一般会計予算について、県費の受け入れはありません

◎令和6年度後援会 特別会計収支決算書

○収入

(単位:円)

収入科目	予算額A	収入済額B	差し引き(B-A)	摘 要
(1) 繰越金	1,340,517	1,340,517	0	前年から繰越
(2) 雑収入	12	665	653	預金利息
(3) 立替金	0	0	0	
(4) 積立金	70,000	70,000	0	一般会計より
(5) 繰戻金	0	0	0	
合 計	1,410,529	1,411,182	653	

◎決算(収入) 1,411,182 円

○支出

(単位:円)

支出科目	予算額A	支出済額B	差し引き(B-A)	摘 要
(1) 会議費	0	0	0	
(2) 懇親会費	0	0	0	
(3) 通信運搬費	0	0	0	
(4) 印刷消耗費	0	0	0	
(5) 繰出金	0	0	0	
(6) 繰越金	1,410,529	0	△ 1,410,529	
合 計	1,410,529	0	△ 1,410,529	

◎決算(支出) 0 円

◎次年度繰越額 1,411,182 - 0 = 1,411,182 円

令和6年度 後援会特別会計予算について、県費の受け入れはありません

令和7年度後援会役員

役 職 名	氏 名	備 考
会 長	内田 由紀子	
副 会 長	久保 絵里	
	足立 英二	校 長
理 事	有浦 万記子	
	大久保 哲也	
監 事	大神 恵理	
	中山 尚美	

事務局(業務の携わる県職員)

事 務 局 長	渡辺 康志	副校長（県職員）
事 務 局 員	桑野 洋平	学生支援班 総括（県職員）
書 記	福本 豊彦	

令和7年度 後援会総会・役員会が開催されました。

月 日	行事内容	概 要
6月	総 会	・足立校長のあいさつのあと、議案審議が行われました。 ・提案しました、役員承認、事業報告・決算報告、事業計画・予算案並びに後援会会則の一部改正のすべての議案が承認されました。
		足立校長のあいさつ  参加者の状況 
	役員会	・会長、副会長、監事の役員案が承認されました。 ・総会に提案予定の議案の承認もされました。 

大分県立工科短期大学校後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、大分県立工科短期大学校後援会（以下「後援会」という。）と称し、事務局を大分県中津市大字東浜 407-27、大分県立工科短期大学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、大分県立工科短期大学校の事業を援助し、教育及び研究の振興に資するとともに、学生の福利厚生増進に努め、当校の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、下記の会員をもって組織する。

(1) 正 会 員 在学生の保護者又は保証人

(2) 賛助会員 職員、卒業生及び本会の趣旨に賛同する者

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため下記の事業を行う。

(1) 学生の福利厚生を増進するための事業

(2) 学生活動の助成事業

(3) 会員相互及び会員と当校との間の連絡等に関する事業

(4) 会報の編集・発行

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名（うち1名は校長とする）

(3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を統括し、必要ある時は役員会を召集する。なお、予算の執行については、事務局長に委任することができる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

3 理事は、本会における重要事項の審議、執行に当たる。

4 監事は、年1回以上会計監査を行い、その結果を総会で報告する。

(役員を選出)

第7条 理事は、会員の中から互選する。

2 会長、副会長、監事は、理事の中から役員会で互選し総会で承認を得る。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年間とする。ただし、再選を妨げない。

2 役員に欠員を生じた時は、役員会で補充することができる。

(総 会)

第9条 総会は、毎年1回会長が召集し、開催する。ただし、役員会で必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

2 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は議決事項について書面で表決を委任することができる。この場合にあつては、出席したものとみなす。

3 議長は、会長とする。

4 総会の議決は、出席会員の過半数の同意を要する。

第10条 総会で行う事項は、次のとおりである。

- (1) 予算の議決および決算の承認
- (2) 役員の承認
- (3) 会則の改正
- (4) その他役員会で必要と認めた事項の議決

(役員会)

第11条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。

2 役員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 前項の出席には委任状によるものを含む。

4 役員会は、次の事項を協議する。

(1) 事業計画および予算配分案作成

(2) その他目的達成のために必要と認める事項

5 役員会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

(基本金)

第12条 本会の事業に必要な経費を支弁し余剰を生じた場合は、必要額を基本金として積み立て、特別事業に充てる。ただし、基本金から一般会計に繰り出す場合は、総会の承認を得るものとする。

(事務局)

第13条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、管理部学生支援班に置き、事務局長は副校長をもって充てる。

3 事務局長は、会長の命を受け、会務を処理し、庶務・会計事務を行う。

4 事務局に庶務・会計事務を行う書記を置く。書記の任命は、会長が行う。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第15条 正会員は、会費 60,000 円を入学時に納入するものとする。

2 納入された会費は、原則として返還しない。ただし、退学等により在校生ではなくなった場合は、在籍期間以降の会費は月割により返還するものとする。

3 会長は、特別の事情により、会費を納入することが困難な者に対してはこれを減免することができる。

(会計年度)

第16条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 慶弔については祝儀・見舞を贈る。金額等については、別に定める。

附 則

この会則は、平成11年3月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年6月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。